

平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p style="text-align: center;"><u>平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成20年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金) 母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</p> <p>(2) 結核児童療育給付事業(負担金) 児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち移送に係るものを除いたもの。</p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業(負担金) 児童福祉法20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第20条の規定により、都道府県、政令市及び特別区が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</u> イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金) 母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付</p> <p>(2) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>母子保健強化推進特別事業</u> イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p>

(資料8) 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱(案)及び標準単価(案)

新(案)	旧
<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業            エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業            オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業                (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業                    ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業            カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業</p> <p>(交付額の算定方法)            4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。            ただし、3の(4)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。            (1) 3の(1)の事業            (略)            (2) 3の(2)の事業                ア 別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。                イ アにより選定された額から7に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。            (3) 3の(3)の事業                別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。            (4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業            (略)            (5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業            (略)</p> <p>(交付額の下限)            5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額)            6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)            7 (略)</p>	<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業            エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業            オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業                (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業                    ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業            カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業            (3) <u>結核児童療育給付事業(負担金)</u>                <u>児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付</u>            (交付額の算定方法)            4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。            ただし、3の(2)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。            (1) <u>3の(1)の事業</u>            (略)</p> <p>(2) 3の(2)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業            (略)            (3) 3の(2)のうち、オ(2)の②の事業            (略)            (4) <u>3の(3)の事業</u>            (略)</p> <p>(交付額の下限)            5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額)            6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)            7 (略)</p>

新(案)	旧
<p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を<u>平成20年7月31日</u>までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、<u>平成21年1月30日</u>までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、<u>平成21年6月30日</u>(8の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>14～15 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を<u>平成19年9月28日</u>までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、<u>平成20年1月31日</u>までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、<u>平成20年6月30日</u>(8の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>14～15 (略)</p>

新(案)

旧

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1 5,400	540	
	所得割の額ある世帯	C2 7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 30,000円以下	D1 10,800	1,080
		30,001～80,000	D2 16,200	1,620
		80,001～140,000	D3 22,400	2,240
		140,001～280,000	D4 34,800	3,480
		280,001～500,000	D5 49,400	4,940
		500,001～800,000	D6 65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7 82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8 102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9 123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10 147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11 172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12 199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13 229,400	22,940
		6,270,001以上	D14 全額	左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。			

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1 5,400	540	
	所得割の額ある世帯	C2 7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 30,000円以下	D1 10,800	1,080
		30,001～80,000	D2 16,200	1,620
		80,001～140,000	D3 22,400	2,240
		140,001～280,000	D4 34,800	3,480
		280,001～500,000	D5 49,400	4,940
		500,001～800,000	D6 65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7 82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8 102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9 123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10 147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11 172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12 199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13 229,400	22,940
		6,270,001以上	D14 全額	左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。			

新(案)		旧	
	(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、 <u>第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3</u> (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条3～7 (略)		(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項 (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条3～7 (略)

新(案)					旧						
別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)					別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)						
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450
		所得割の額ある世帯	C2	5,800	580			所得割の額ある世帯	C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下	D1	6,900	690	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下	D1	6,900	690
		4,801～9,600	D2	7,600	760			4,801～9,600	D2	7,600	760
		9,601～16,800	D3	8,500	850			9,601～16,800	D3	8,500	850
		16,801～24,000	D4	9,400	940			16,801～24,000	D4	9,400	940
		24,001～32,400	D5	11,000	1,100			24,001～32,400	D5	11,000	1,100
		32,401～42,000	D6	12,500	1,250			32,401～42,000	D6	12,500	1,250
		42,001～92,400	D7	16,200	1,620			42,001～92,400	D7	16,200	1,620
		92,401～120,000	D8	18,700	1,870			92,401～120,000	D8	18,700	1,870
		120,001～156,000	D9	23,100	2,310			120,001～156,000	D9	23,100	2,310
		156,001～198,000	D10	27,500	2,750			156,001～198,000	D10	27,500	2,750
		198,001～287,500	D11	35,700	3,570			198,001～287,500	D11	35,700	3,570
		287,501～397,000	D12	44,000	4,400			287,501～397,000	D12	44,000	4,400
		397,001～929,400	D13	52,300	5,230			397,001～929,400	D13	52,300	5,230
		929,401～1,500,000	D14	80,700	8,070			929,401～1,500,000	D14	80,700	8,070
		1,500,001～1,650,000	D15	85,000	8,500			1,500,001～1,650,000	D15	85,000	8,500
		1,650,001～2,260,000	D16	102,900	10,290			1,650,001～2,260,000	D16	102,900	10,290
		2,260,001～3,000,000	D17	122,500	12,250			2,260,001～3,000,000	D17	122,500	12,250
		3,000,001～3,960,000	D18	143,800	14,380			3,000,001～3,960,000	D18	143,800	14,380
		3,960,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円			3,960,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
1 (略)					1 (略)						

新(案)

旧

新(案)		旧	
備 考	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>	備 考	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2及び第41条の19の2第1項、<u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。</u>)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>

新(案)

別表2

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除 く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付 費(学習品 ・日用品の 給付を除 く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1
結核児童 日用品費 等負担金	結核児童日 用品費等の 給付	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額	結核児童日用品費等の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

旧

別表2

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費	母子保健法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合算額から、これらの費用について医療保険各法による負担額を控除した額 1 第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 2 第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額 ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	養育医療に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新(案)				旧				
		(1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数 2 母子保健法20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額						
母子保健衛生費国庫補助金	(削除)			母子保健衛生費国庫補助金	母子保健強化推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料(P※)、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1				
	療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、医薬材料費)、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	3分の1	療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、医薬材料費)、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	3分の1
	生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	2分の1	生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、	2分の1

新(案)				旧			
			印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料(P※)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1	周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1
総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1	総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
健やかな妊娠・出産等サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額	小児科・産科医療体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額

新(案)

旧

				<p>結核児童療育費国庫負担金</p>	<p>療育の給付費</p>	<p>次により算出された額の合算額  <u>1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額</u>  <u>(1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額</u>  <u>(2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額</u>          ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額   <u>2 同第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用の場合</u>  <u>(1) 学習品費</u>          ア 小学校就学児童1人につき              2,190円 × 給付月数          イ 中学校就学児童1人につき              2,810円 × 給付月数  <u>(2) 日用品費</u>          児童1人につき              18,510円 × 給付月数</p>	<p>療育の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>2分の1</p>
--	--	--	--	---------------------	---------------	---	---	-------------

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

新(案)

別紙様式第1

平成20年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調査  
補助事業名

歳出 予算科目	交付決定 の額	補助 率	地 方 公 共 団 体						備 考	
			入			出				
科目	予算現額	取入済額	科目	予算現額	うち国庫負担(補助)金 相当額	支出済額	うち国庫負担(補助)金 相当額			
児童保健費				円	円		円	円	円	
18. 母子保健衛生費 負担金										
18. 遠征児童日用品費 負担金										
18. 母子保健衛生費 補助金										

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
なお、歳出にあっては国庫負担金(事業費)と国庫補助金(事業費)に対応する経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、減増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

旧

別紙様式第1

平成19年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調査  
補助事業名

歳出 予算科目	交付決定 の額	補助 率	地 方 公 共 団 体						備 考	
			入			出				
科目	予算現額	取入済額	科目	予算現額	うち国庫負担(補助)金 相当額	支出済額	うち国庫負担(補助)金 相当額			
児童保健費				円	円		円	円	円	
16. 母子保健衛生費 補助金										
16. 母子保健衛生費 負担金										
16. 結核児童療育費 負担金										

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
なお、歳出にあっては国庫負担金(事業費)と国庫補助金(事業費)に対応する経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、減増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新(案)	旧																																
<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 政令市市長 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金 の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">申請額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>母子保健衛生費国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>結核児童日用品費等国庫負担金</u></td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>母子保健衛生費国庫補助金</u></td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1]</p> <p>3 国庫負担金所要額調 [様式 2] (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)</p> <p>4 国庫補助金所要額調 [様式 3]</p> <p>5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>	1	申請額	金	円		母子保健衛生費国庫負担金	金	円		<u>結核児童日用品費等国庫負担金</u>	金	円		<u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	金	円	<p>別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 政令市市長 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金 及び<u>結核児童療育費負担金</u>の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">申請額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>母子保健衛生費国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>母子保健衛生費国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>結核児童療育費国庫負担金</u></td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1]</p> <p>3 国庫負担金所要額調 [様式 2] (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)</p> <p>4 国庫補助金所要額調 [様式 3]</p> <p>5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>	1	申請額	金	円		母子保健衛生費国庫負担金	金	円		母子保健衛生費国庫補助金	金	円		<u>結核児童療育費国庫負担金</u>	金	円
1	申請額	金	円																														
	母子保健衛生費国庫負担金	金	円																														
	<u>結核児童日用品費等国庫負担金</u>	金	円																														
	<u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	金	円																														
1	申請額	金	円																														
	母子保健衛生費国庫負担金	金	円																														
	母子保健衛生費国庫補助金	金	円																														
	<u>結核児童療育費国庫負担金</u>	金	円																														

区分	種 目	都道府県(政令市、特別区)名		備 考
		国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療養の給付費			
	小計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
	小計			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	周産期医療対策事業			
	総合周産期母子医療センター運営事業			
	健やかな妊娠・出産をサポート事業			
小計				
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

新  
(案)

旧

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

